

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

9月号に引き続き、暴力団排除条項をいかに理解し、また同条項をいかに活用できるかを主眼にシリーズで解説します。4回目は、「表明・確約条項の意義」について解説しました。また、先月に引き続き暴対法第9条の「27」の行為からシリーズで禁止行為の抜粋したものを紹介します。最後に、他県の事例紹介しますので、是非参考にしてください。

タイトル・主な内容

タイトル: 表明・確約条項の意義

反社会的勢力が不透明化し、資金獲得活動が巧妙化している昨今の情勢の下では、契約の相手方の属性を見抜き、かつ、十分に立証することは必ずしも容易ではありません。そこで、そのような場合に備えて相手方自らに自己が反社会的勢力でないことを表明させ、かつ、自らそのように表明したことに契約上の責任を負わせる条項を暴排条項に付加することで、反社会的勢力に関する情報の不足を補うことができ、より関係遮断の実効性を上げることが期待できます。

タイトル: 表明・確約条項のひな型

下記ひな形については、資料を抜粋したものですので、企業の形態によって、表明・確約条項は異なることもあります。あくまでも参考としてください。

- 1 本契約を締結するに当たり、お客様から当社に対して、お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力ではないことにつき、表明し、確約していただきます。
- 2 当社は、契約期間中、前項に関する質問書をお客様に対して送付させていただくことがあり、お客様には、当該質問書に誠実にご回答のうえ、ご回答を記載した書面の提出をお願いいたします。
- 3 当社は、お客様が第1項に違反した場合、契約を解除し、一切の損害賠償義務を負いません。なお、契約の解除に伴い、当社に損害が発生した場合には、お客様にご負担いただきます。
- 4 お客様が第2項に定める回答書を提出されない場合、又は、不十分な回答書しか提出されない場合は、当社は、お客様が第1項に違反したものと見なします。

暴力団対策法第9条で禁止されている「27」の行為から、今回、22号から24号まで抜粋しました。

- 22号 不当に特定の者に許認可などをしない(不利益処分をする)よう要求する行為
- 23号 売買等の契約に係る入札に、参加資格がないのに参加させることを要求する行為
- 24号 売買契約に係る入札に、参加資格ある者を参加させないよう要求する行為

<暴追> 他県の相談事例 表題: スーパーに対する不当要求事案

令和元年11月〇日、スーパーの店長から暴追センターに、今年の10月ごろ、Aと名乗る男がスーパーに来て「お前のところで買った弁当に箸が入っていなかった。」「誠意見せる。」店にフェンスを張って客が入れんようにするぞ。」と言われ、今日、男に対して店としての回答をすることになっている。との相談を受理した。

「対応結果」

暴追センターでは、脅迫若しくは恐喝行為等の事件性が覗えたので、直ちに警察に引き継ぎ、警察では翌日、暴力団員のAを恐喝未遂で通常逮捕した。～早期の相談。届出をしましょう。～

